

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第3回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

11月5日（水）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員長）鈴木茂嗣

（委員）河内鏡太郎，佐々木茂夫，鳥越健治，水野武夫

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

(1) 第2回大阪地域委員会の議事要旨について

(2) 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者について

(3) 日程その他

5 議事

○ 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第2回大阪地域委員会で，第4回指名諮問委員会の議事要旨により確認することとされた「司法修習生からの指名候補者についての情報収集の在り方」について，同議事要旨に基づき説明があった。

(1) 第2回大阪地域委員会の議事要旨について

庶務提案の第2回大阪地域委員会の議事要旨（案）が，異議なく了承された。

(2) 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者について

ア 大阪地域委員会の依頼に基づき提出された情報について

○ 庶務から，大阪地域委員会の依頼に基づき大阪弁護士会所属の弁護士から提出された情報及び近畿弁護士会連合会から提出された情報（アンケート結果）について報告があった。

○ 委員長から，指名諮問委員会委員長から地域委員会委員長あてに送付さ

れた10月23日付け書簡について説明がなされた。

イ 提出された情報の検討

- 大阪弁護士会所属の弁護士から提出された情報について

協議の結果、地域委員会の方針に沿った情報であり、適格な情報として中央の委員会に送付することとされた。

- 近畿弁護士会連合会提出の情報（アンケート結果）について

この情報について、どのように取扱うか議論され、「これは弁護士会が組織として収集・取りまとめたものであるが、中央の委員会では組織としての情報の収集、提出は問題であると議論されていたはずである。また、すべて非顕名の情報でもあり、検証不可能で問題である。5段階評価は主観に左右されるもので、内容にもばらつきがある。訴訟の帰趨によっても評価が分かれる。中央の委員会の枠組みからはずれているので、取り上げるべきではない。」「アンケートをどう見るのかという根元的な問題があり、人の一生をアンケートで左右するのは問題ではないか。特に匿名で提出されることは被評価者が顕名であることとバランスを失している。」「制度の立ち上げ期なので、あまり厳格にするのもどうかとは思いますが、匿名にしている点は、裁判官の一生にかかわることであるのに、責任の所在が明らかにならず問題である。5段階評価のアンケートという手法については、新聞社が行っているアンケートの結果にばらつきがあることから見ても、そのやり方によって結果が異なっていることがあり得るし、組織としての意見の集約になる危険があり、資料としては不適當である。」「弁護士会としては、地域委員会が求める適式な方法により、個々の弁護士が地域委員会に情報を提出するよう啓蒙すべきではないか。」「地域委員会による情報の収集は、指名の適否に関する個別具体的な事例を集める制度であり、5段階評価は想定していない。5段階の評価基準も明確でない。」との意見が出された。

これに対して、「顕名でなくとも、具体的事例については一つの資料として意味があるのではないか、5段階評価についても一定数集まれば客観性が出てくる。弁護士会は、アンケート結果に一切手を加えていない。地域委員会で一切排除してしまうのは、この委員会が設けられた趣旨からい

かかなものか。近畿連にアンケートを提出すれば地域委員会に情報が届く
と思って提出した弁護士がいると思うので、地域委員会において一切排除
するのは適当ではない。」との反論がされた。また、「組織的に集めたも
のであるとの問題はあるが、制度の立ち上げ期であることから、具体的回
答部分については、今回に限り情報提供者の氏名が補充されれば中央の委
員会に送り、その判断に委ねてよいのではないか。」との意見が出された。

協議の結果、近畿弁護士会連合会提出の情報（アンケート結果）につい
ては、5段階評価の部分と具体的事例回答の部分とを区別して検討すること
となり、次のとおり取りまとめられた。

委員の中から5段階評価部分も中央の委員会に送付すべきものとする意
見が出たが、5段階評価部分は中央の委員会に送付する情報から除外する
こととする。また、具体的事例回答の部分は、近畿弁護士会連合会に対し
て、情報提供者の氏名を顕名にしたものを送付するよう依頼し、提出され
た場合には中央の委員会に送付し、中央の委員会の判断に委ねることとす
る。

なお、具体性を欠いた情報や事実認定に対する不満をいうにすぎない情
報は排除するとの観点から、具体的事例回答部分の一部を中央の委員会に
送付する情報から除外することとされた。

ウ 重点審議者に対する面接について

重点審議者に対する面接は行わないこととするが、一部の者については、
中央の委員会での審議の在り方に関して要望意見を付すこととされた。

(3) 日程その他

次回の地域委員会は、平成16年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関
する審議となる予定であり、その期日については、追って庶務から連絡するこ
ととされた。